

令和 8 年度クビアカツヤカミキリ被害樹木の処分に関する事務取扱要領

(目的)

第 1 条 この要領は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリの防除対策として、民有地内の被害樹木を処分し市民の負担を軽減することにより、市民協働による防除の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の定義は、当該各号の定めるところによるものとする。

- (1) 被害樹木 クビアカツヤカミキリに寄生され、食害を受けた樹木をいう。
- (2) 処 分 伐採された被害樹木を運搬、廃棄することをいう。
- (3) フ ラ ス クビアカツヤカミキリが樹木を食害することにより排出される木屑及び糞のことをいう。
- (4) 脱 出 孔 羽化したクビアカツヤカミキリが樹木から脱出する際に使用した又は使用する予定の孔のことをいう。
- (5) 所有者等 樹木が生えている土地の所有者又は管理者のことをいう。

(処分の対象)

第 3 条 処分の対象となるものは、市内の民有地における被害樹木のうち、所有者等により伐採されたものとする。

2 食害がクビアカツヤカミキリによるものであることの判定は、次に掲げる事項を総合的に勘案して決定する。

- (1) フラスの排出状況
- (2) 脱出孔の有無
- (3) 樹勢（葉の生い茂り、枝枯れの有無等）
- (4) 周辺樹木の被害状況

3 判定は、原則環境部の職員 2 名以上で行うものとする。

(処分の申請)

第 4 条 所有者等は、被害樹木の伐採意向がある場合は、クビアカツヤカミキリ被害樹木処分申請書（第 1 号様式）を市長に申請する。

(処分の決定等)

第 5 条 市長は前項の規定による申請を受けたときは、速やかに第 3 条第 2 項に基づく判定を行い、処分の実施可否を決定するものとする。

2 処分可と決定した場合、所有者及び市との間で伐採時期等を決定する。

(役割及び費用)

第6条 市は、クビアカツヤカミキリ発生地域において、定期的な見回りを行い、被害樹木の状況等を把握し、所有者等と情報共有を行うものとする。

2 樹木の伐採は所有者等が行い、伐採に掛かる費用は所有者等が負担するものとする。

3 処分は市が行い、処分に掛かる費用は、市が負担するものとする。

(処分方法)

第7条 処分方法は、焼却又は粉碎(チップ化)とする。また、成虫の発生等を防ぐため、処分は、樹木の運搬後速やかに実施するものとする。

(個人情報の保護)

第8条 市が知り得た所有者等の個人情報については、漏洩等のないよう、適正な管理を行うものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、樹木処理の運用に関して必要な事項は、別に定めることとする。

附則(施行期日)

1. この要領は、令和8年(2026年)10月1日から施行する。